

○ 漁業経営セーフティーネット構築事業

【令和7年度予算概算決定額 850（1,822）百万円】
（令和6年度補正予算額 32,145百万円）

＜対策のポイント＞
燃油や配合飼料の価格が上昇した場合にその影響を緩和するための備えとして、**漁業者・養殖業者と国の拠出により**、燃油・配合飼料価格が上昇した場合に補填金を交付する**セーフティーネットを構築**します。

＜事業目標＞
漁労収入（1千円）当たりのコスト（漁労支出）を10年間で5%削減〔令和11年度まで〕

＜事業の内容＞
燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、**漁業者・養殖業者と国が資金を積立てます。**
燃油・配合飼料の価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。
補填金は、**漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担**します（燃油については、**国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補填金が支払われます**）。

1. 補填基準
補填金は、**四半期ごとに、当該四半期の燃油又は配合飼料の平均価格が7中5平均値*を超えた場合に支払**われます。
* 7中5平均値：直前7年間（84ヶ月分）の各月の平均価格のうち、高値12ヶ月分と低値12ヶ月分を除いた5年（60ヶ月）分の平均値

2. 急騰対策
燃油については、**補填基準価格を超えない場合でも一定期間に急激な上昇があった場合には補填金が支払**われるほか、各加入者の判断に応じて、**加入者の積立金から付加補填金が支払**われます。



＜事業イメージ＞

原油価格 (円/ℓ)

配合飼料価格 (円/ト)

【お問い合わせ先】（漁業用燃油） 水産庁企画課 （03-6744-2341）
（養殖用配合飼料） 栽培養殖課 （03-6744-2383）

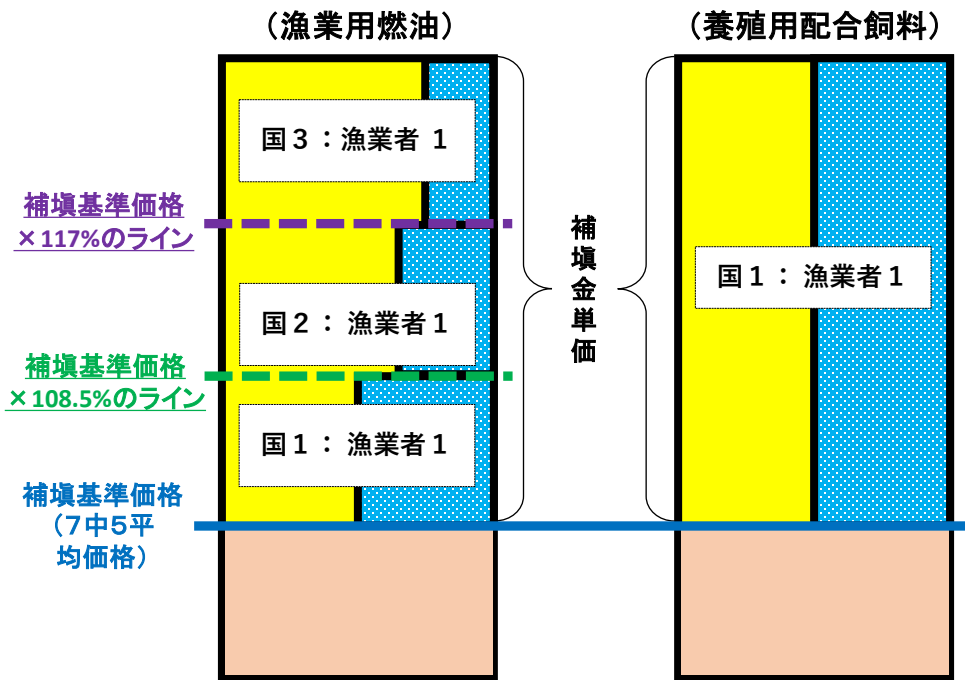
漁業経営セーフティネット構築事業の補填について

1. 価格差補填金

当該四半期の平均原油・配合飼料価格(注1)が、補填基準価格(注2)を超えた場合に、補填基準価格を超えた分を補填

※ 漁業用燃油については、

- ・補填基準価格からの超過割合に応じ、国の負担割合が増加
- ・補填金単価に相当する額(10,000円を上限)を漁業者の積立から任意で取崩し

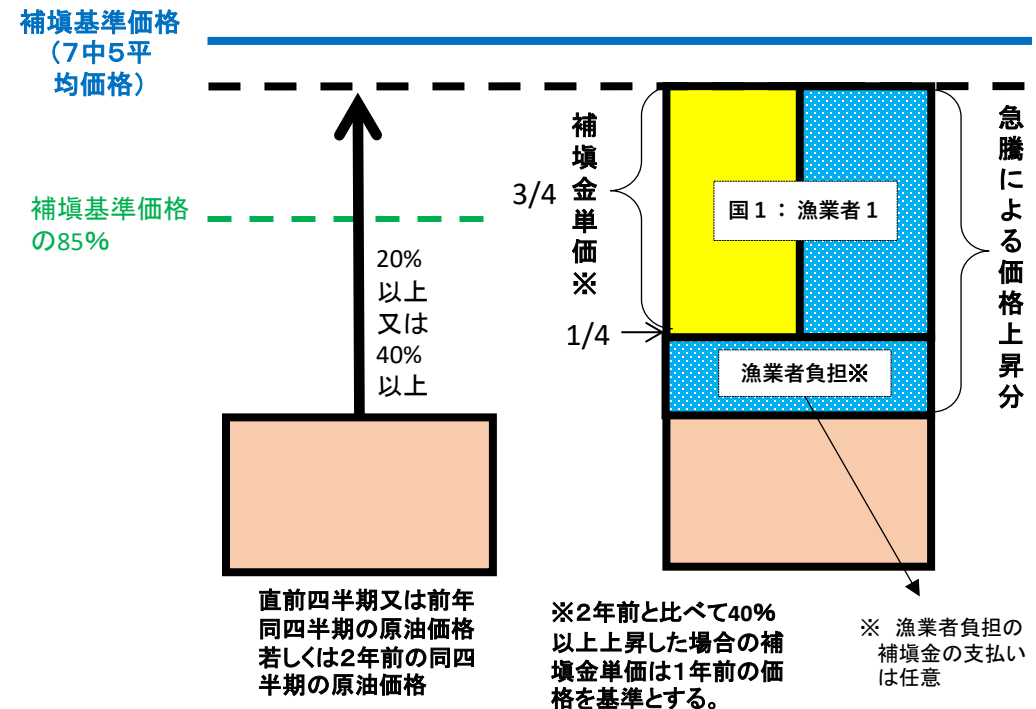


※漁業用燃油については、年間購入予定数量の削減目標を届け出、目標に応じて最大3:1の補填が受けられる。

2. 急騰対策補填金(漁業用燃油のみ)

当該四半期の平均原油価格(注1)が補填基準価格(注2)に達していなくても、

- ①当該四半期の平均原油価格が直前四半期若しくは前年同四半期の平均と比べて20%以上上昇又は当該四半期の平均原油価格が2年前の同四半期と比べて40%以上上昇、かつ、
- ②補填基準価格の85%以上になった場合に、価格上昇分の3/4を国と漁業者が1:1で負担し、1/4を漁業者が任意で負担し補填



(注1): 当該四半期の平均原油・配合飼料価格: 当該四半期における各月の平均原油・配合飼料価格の3ヶ月平均

(注2): 補填基準価格(7中5平均原油・配合飼料価格): 直前7年間(84ヶ月分)の各月の平均原油・配合飼料価格のうち、高値12ヶ月分と安値12ヶ月分を除いた5年間(60ヶ月分)の月平均価格の平均

補填金の算定方法

補填金額＝補填金単価×加入者の購入実績数量